

文部科学省配付資料

平成27年8月25日

日本版CCRC構想有識者会議

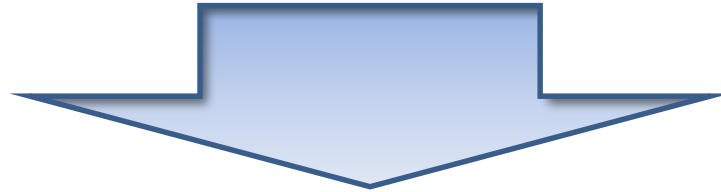
日本版CCRC構想(素案) <抜粋>

3. 日本版CCRC構想の具体像

(4) サービス提供について

②「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供

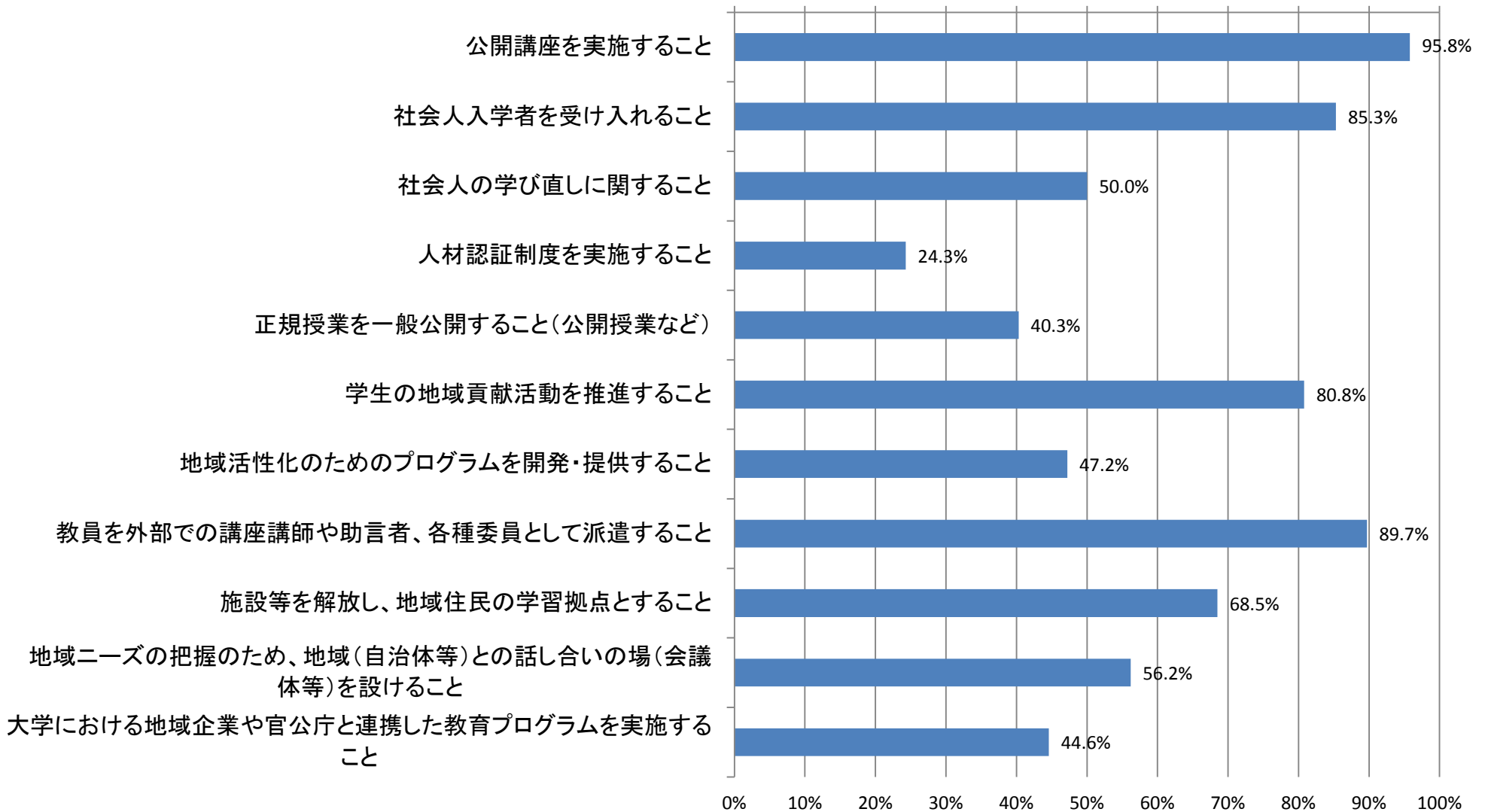
・高齢者に期待される具体的な活動としては、地域の子育てや学習の支援、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関して、若干の対価を貰いながら行う就労やボランティア活動への参加を通じて地域貢献を果たすことである。また、地方の大学等によって提供される生涯学習の機会への参画が考えられる。



【日本版CCRC構想の実現に向けて大学に期待される役割】

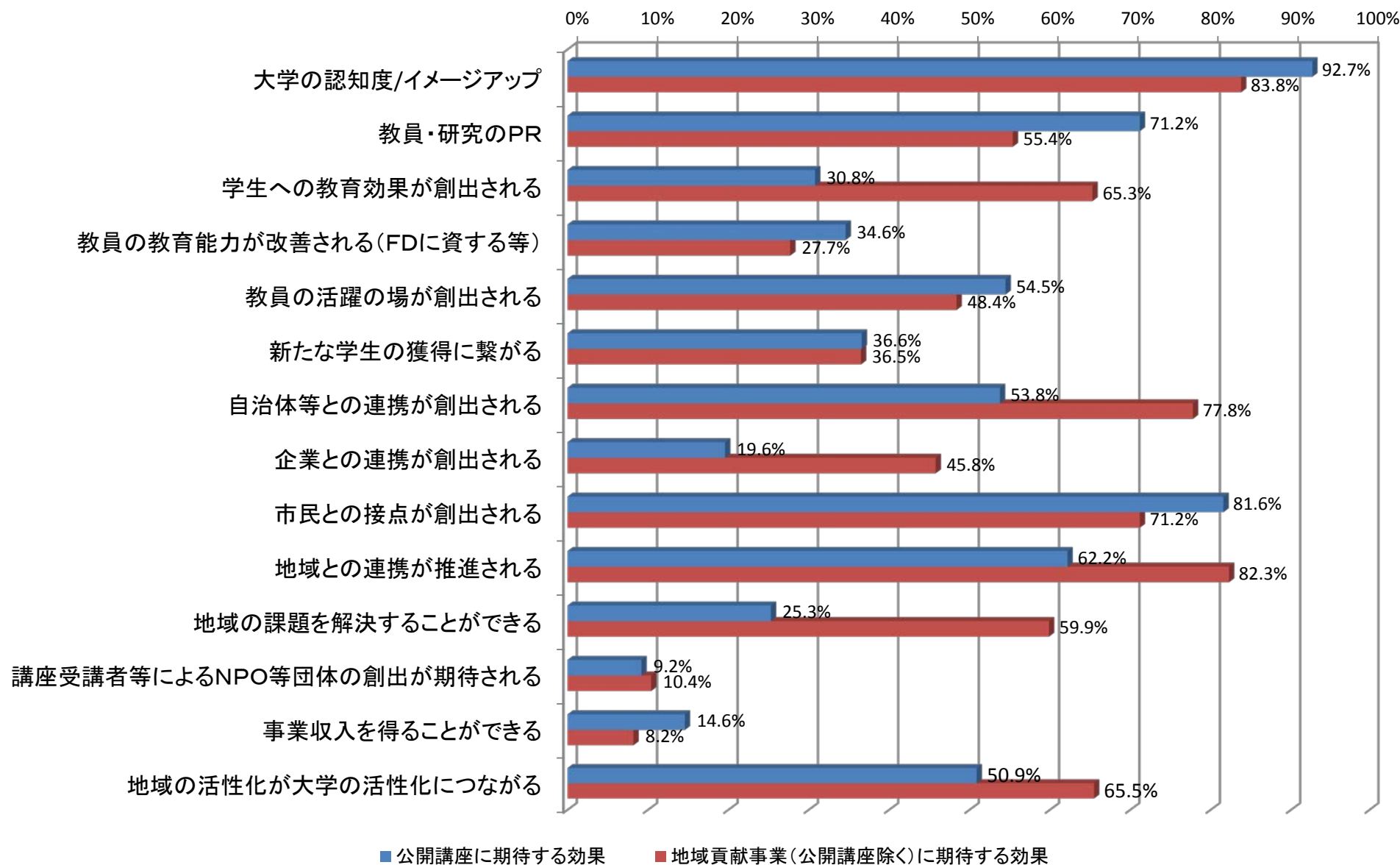
- ・生涯学習、学び直しの機会の提供
- ・大学の人材、知見、研究成果等の活用

地域社会に対する大学の貢献の取組状況



※人材認証制度:一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に証明するような仕組み。例えば、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の称号・呼称の付与のほか、講座受講による修了証の交付等の仕組みまで広く対象とする。ただし、法令に根拠のある資格やある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。

公開講座・地域貢献事業に期待する大学経営に資する効果

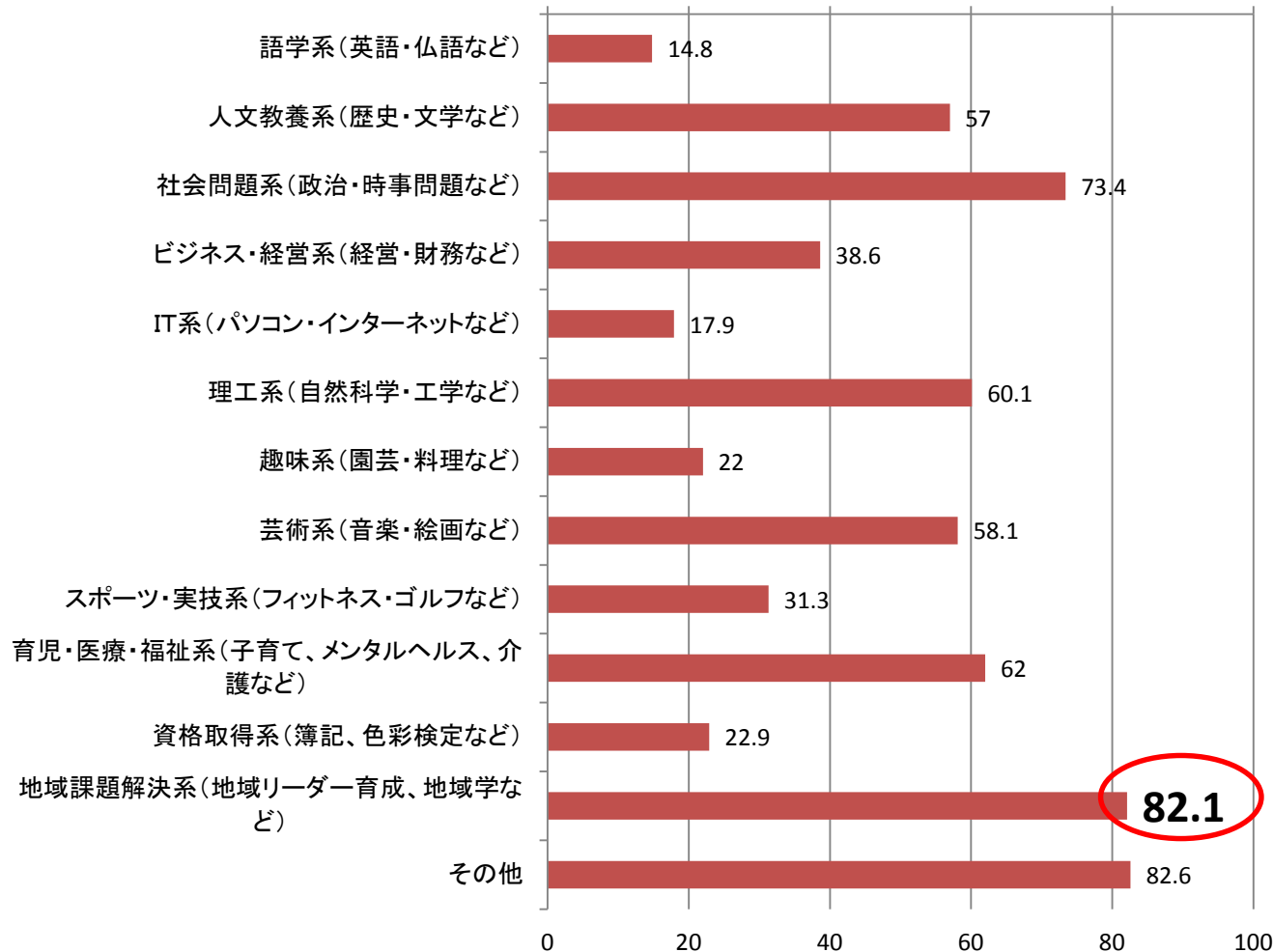


出典: 文部科学省委託調査「平成26年度開かれた大学づくりに関する調査研究」

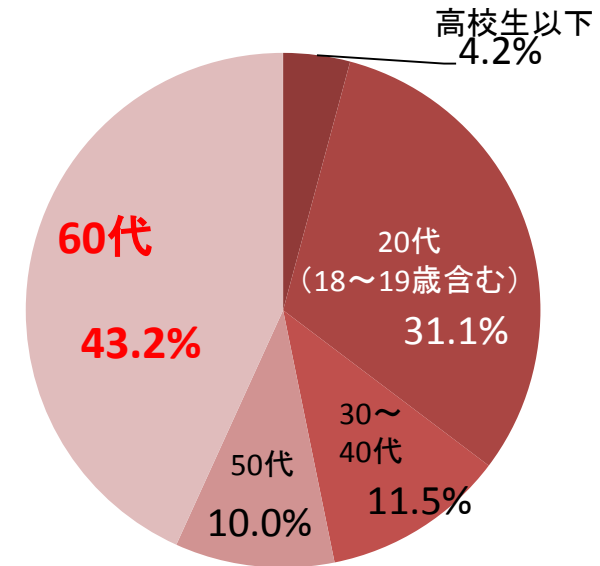
地域課題解決系の公開講座実施状況

公開講座を開設している大学:704 地域課題解決系の講座数:569

公開講座内容のカテゴリ毎の1講座あたりの平均受講者数(人)



地域課題解決系講座の受講者層-年齢層

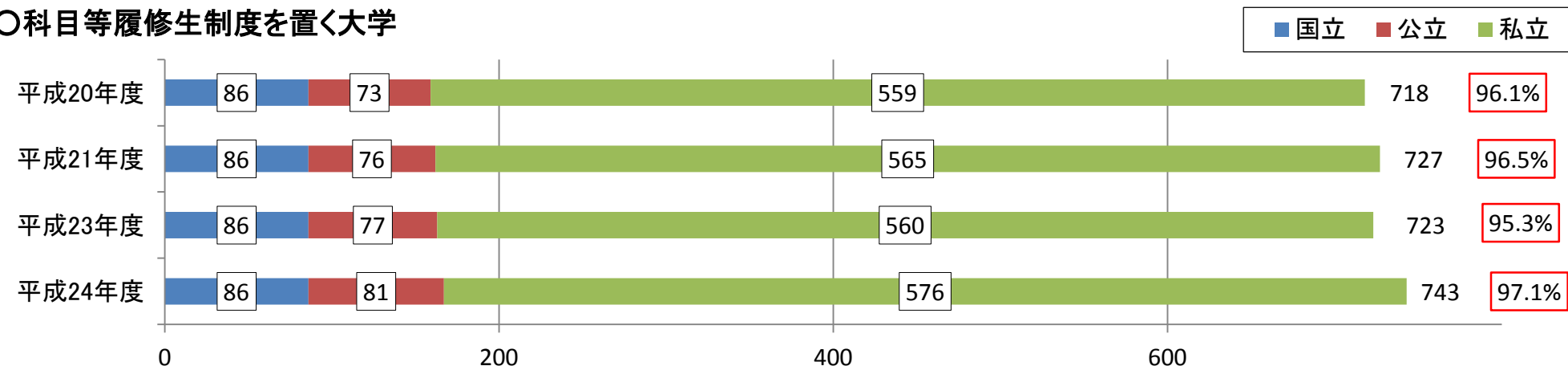


地域課題解決系の講座の受講者は高齢者の割合が高い

生涯学習・学び直しの促進のための制度

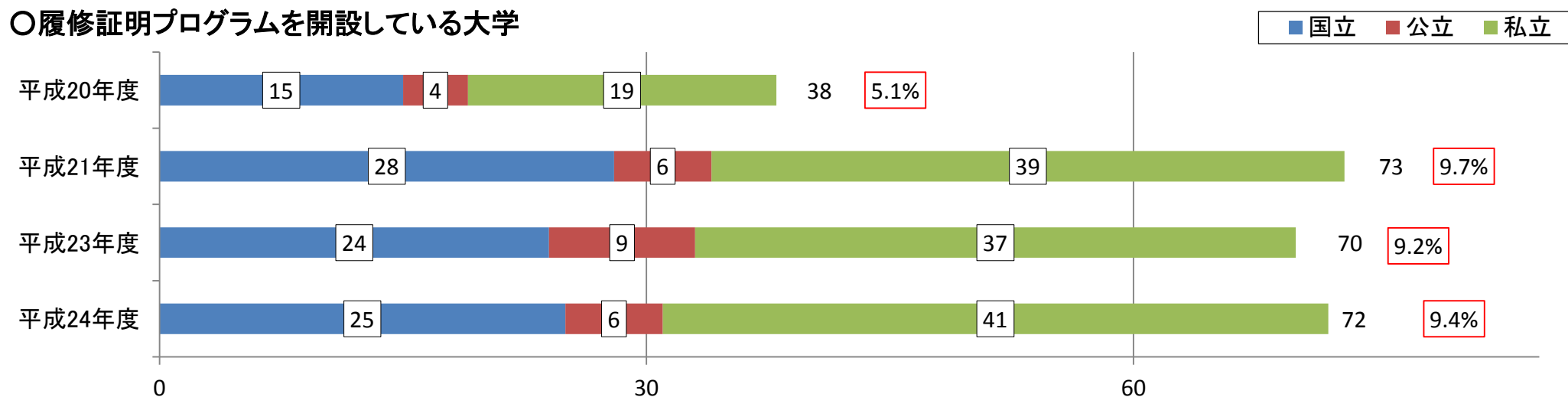
科目等履修生制度: 大学の学生向けに開設された授業科目について、社会人等の学生以外の者にも履修を認め、これを修めた場合に単位認定を行うもの

○科目等履修生制度を置く大学



履修証明プログラム制度: 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者向けに開設されたプログラムであり、これを修めた場合に単位認定ではなく履修証明を行うものである。

○履修証明プログラムを開設している大学

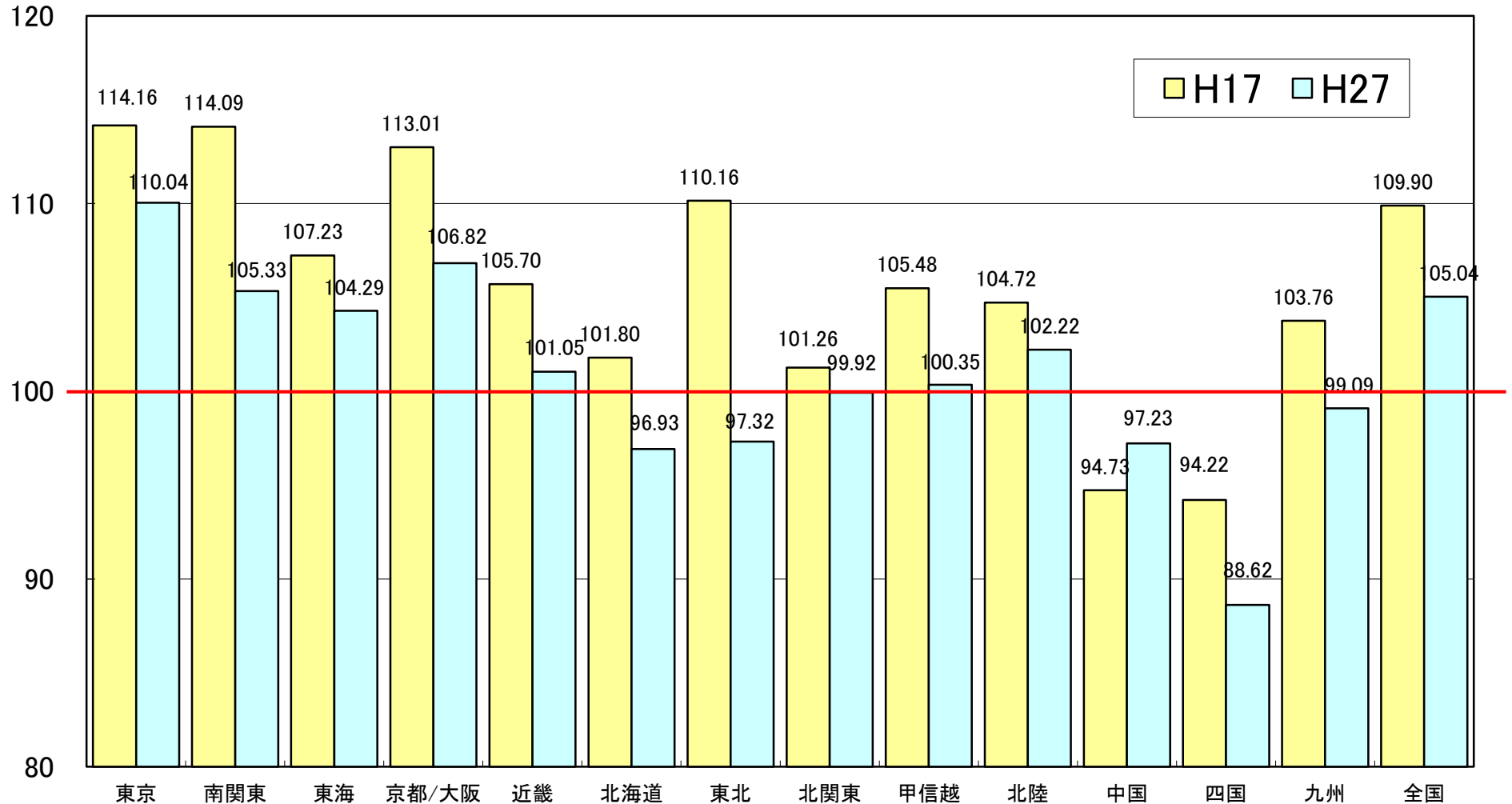


大学とCCRCの関わり方について

	国立大学 設置主体：国立大学法人	公立大学 設置主体：公立大学法人 もしくは地方公共団体	私立大学 設置主体：学校法人
CCRC構想実現に向けた大学の協力について	○現行制度においても、各大学の判断により実施可能。 (例)・高齢者を主な対象とした公開講座の実施 ・地域医療、介護サービスの高度化に必要な人材の輩出 ・大学の人材、知見、研究成果等を活用した自治体等への助言、協力 など		
大学が自らの土地等を活用し、CCRCに関する事業を実施することについて	○教育研究活動(公開講座等を含む)やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば、各大学の判断により実施可能		
	○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○収益事業として所轄庁の認可を受けることで、私立大学の教育に支障のない範囲で、その収益を私立大学の経営に充てるため、自らが医療・介護施設を設置・運営することや不動産業として自らが所有する土地を他法人に賃貸することも可能。

地域別の入学定員充足率の推移(10年前との比較、私立大学)

充足率
(%)



(地域区分)

東京: 東京、南関東: 埼玉・千葉・神奈川、東海: 岐阜・静岡・愛知・三重、京都/大阪: 京都・大阪、近畿: 滋賀・兵庫・奈良・和歌山、北海道: 北海道、東北: 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島、北関東: 茨城・栃木・群馬、甲信越: 新潟・山梨・長野、北陸: 富山・石川・福井、中国: 鳥取・島根・岡山・広島・山口、四国: 徳島・香川・愛媛・高知、九州: 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

(日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

【参考】関係法令

○国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) (抜粋)

(業務の範囲等)

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
 - 七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 (略)

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) (抜粋)

(業務の範囲)

第二十一條 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校設置及び管理を行うこと。
- 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
 - イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- 四 社会福祉事業を営むこと。
- 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。)
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(他業の禁止)

第七十條 公立大学法人は、第二十一條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

○私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) (抜粋)

第三條 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(収益事業)

第二十六條 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2～3 略

(申請)

第三十條 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一～八 (略)

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十～十二 (略)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五條 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 (略)